

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「リーダーが育つプラットフォームの創造」をビジョンとして掲げ、リーダーを目指すハイエンド人材に対して、人材紹介サービスを通じてコンサルティング業界をはじめとしたプロフェッショナルファームでの成長する機会、及びコンサルティングファームに特化したインキュベーションサービスを通じてリーダーとして実際に活躍するための機会の獲得を支援しております。今後も持続的に企業価値を向上していくためには、コーポレート・ガバナンスの充実と強化による経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上が重要課題であると認識しております。当社グループは、経営環境が変化する中において、持続的な発展と成長、企業価値の最大化を実現するため、経営の健全性・効率性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めるとともに、経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リオディオス	2,450,000	30.25
神川 貴実彦	1,396,300	17.24
神川 宏子	700,000	8.64
神川 志悠	665,000	8.21
神川 芽伊	560,000	6.91

支配株主(親会社を除く)の有無

神川 貴実彦

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社リオディオスは、当社代表取締役である神川貴実彦の資産管理会社であります。
大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

12月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引は原則として行わない方針であり、今後におきましても支配株主との間で取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
椎名 茂	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
椎名 茂	○	社外取締役椎名茂氏と当社との間に特別な利害関係はありませんが、同氏が業務執行者を務めるマーヴェリック株式会社及びDNコンサルティング株式会社は、当社と取引実績がございます。 これらの会社との取引金額は僅少(売上高の0.1%未満)であり、当該事実をもって同氏の独立性に影響を及ぼす懸念はないと判断しております。	PwC コンサルティングにおける代表取締役としての経験をはじめ、多くの事業会社における取締役としての豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等をいただくことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。 独立性について特段問題は存在せず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	1	0	2	社外取締役

補足説明
当社は、役員報酬に関する決定プロセスの透明性・公正性ならびに決定内容の適正性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立役員により構成される報酬委員会を設置しております。当委員会は、社外取締役である椎名茂を議長として、独立役員である監査役の江口新、森山雅勝、及び当社代表取締役の神川貴実彦の計4名で構成されております。 報酬委員会においては、取締役の個別報酬額について十分に審議を行った上で、取締役会への答申を行い、当該答申内容を前提に取締役の個別報酬額の決定を行うこととしており、同委員会は、役員報酬という重要事項の決定プロセスにおいて、客観的かつ適切な助言・関与を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査役は会計監査人及び内部監査部門と連携し、当社の監査に必要な情報を共有し、監査の有効性を高めております。また、監査役は、四半期に一度、内部監査部門及び会計監査人と三様監査ミーティングを開催し、各監査の状況や結果等について情報交換を行い、相互連携を図り、監査の実効性・有効性の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉本 哲也	公認会計士													
江口 新	他の会社の出身者													
森山 雅勝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「—」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 哲也	○	—	公認会計士として財務、会計に関する専門的な知見を有しており、当社の経営に対する有効な監督機能を果たしていただけるものと判断したため、社外監査役として選任いたしました。独立性について特段問題は存在せず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
江口 新	○	—	株式会社ベイカレント(旧株式会社ベイカレント・コンサルティング)の創業者として経営管理の知識や経験を有するとともに、コンサルティング業界における豊富な知識を有していることから、当社の経営に対して客観的、中立的な立場で有効な監督機能を果たしていただけるものと判断したため、社外監査役として選任いたしました。独立性について特段問題は存在せず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

森山 雅勝	○	—	多くの事業会社における豊富な経営管理の知識や経験を有しており、客観的、中立的な立場から有効な監督機能を果たしていただけるものと判断したため、社外監査役として選任いたしました。 独立性について特段問題は存在せず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上及びコーポレート・ガバナンスの充実に対する意欲及び士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的として業績連動型報酬制度及びストックオプション制度を導入しております。
業績連動型報酬制度は、業務執行取締役の報酬制度として、利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案の上決定しており、具体的には、前事業年度における期首計画の達成度合いに応じて前事業年度の営業利益額の4～6％を業績連動報酬の総枠とし、各取締役の前事業年度における業績貢献度に応じて配分することにより、各取締役の業績連動報酬の額を決定しております。営業利益額を業績連動報酬に係る業績指標とした理由は、取締役の責務や期待される役割を評価する上で、事業活動の成果である営業利益額は最も適切な指標であり、この事業活動の成果と報酬に連動性を持たせ、各業務執行取締役の持続的な業績成長に対する意識を高めることが、企業価値の向上に資すると判断したためであります。当該業績連動報酬については、毎年4月以降の1年間の報酬を決定しており、定期同額給与となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期的な企業価値の向上への意識を高めることを目的として、上記付与対象者に対し、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬の個別開示は、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定しております。
2024 年 12 月期の個別開示については、「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載しており、該当取締役は以下のとおりであります。
代表取締役 神川貴実彦 連結報酬等の総額 122,912 千円(固定報酬 8,662 千円、業績連動報酬 114,249千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業務執行取締役の報酬については、「固定報酬」及び「業績連動報酬」によって構成されており、「固定報酬」については、役位及び職務に応じて従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。「業績連動報酬」については、利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案の上決定しており、具体的には、前事業年度における期首計画の達成度合いに応じて前事業年度の営業利益額の4～6%を「業績連動報酬」の総枠とし、各取締役の前事業年度における業績貢献度に応じて配分することにより、各取締役の「業績連動報酬」の額を決定しております。「固定報酬」及び「業績連動報酬」については、毎年4月以降の1年間の報酬を決定しており、定期同額給与となっております。なお、当該取締役の個別報酬額については任意の報酬委員会の答申内容に基づき決定をしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役をサポートするための専任の担当者は設けておりませんが、取締役会開催日の3日前までに経営管理部より取締役会資料を事前配布し、社外取締役・社外監査役が検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

A) 取締役会

経営上の重要意思決定機関である取締役会は、本書提出日現在3名(うち1名は社外取締役)で構成されております。毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法定決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。また、社外取締役1名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、取締役会には監査役も出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べております。

B) 監査役会

当社の監査役は本書提出日現在3名(全員が社外監査役)で構成されております。うち1名は常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、すべての監査役は取締役会に出席し、各取締役の業務遂行状況を監査するとともに、常勤監査役については、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席、稟議書等の定期的な監査等、当社の意思決定状況及び各取締役の業務遂行状況を監査しております。さらに、監査法人並びに内部監査担当者と三様監査の実施等、連携を密にとり、効率的かつ効果的な監査の実施に取り組んでおります。なお、監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、取締役会において監査指摘事項として提出されております。また、社外監査役3名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

C) 会計監査人

当社は監査法人東海会計社が会計監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

D) 内部監査

当社の内部監査は、専任の内部監査担当者を配置しておりませんが、年間の内部監査計画に従い、代表取締役社長により指名された内部監査担当者2名により、全部署に対して監査を実施しております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。

E) 報酬委員会

当社は任意に設置する委員会として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役報酬決定に関する取締役会の諮問機関として設置しております。報酬委員会は、その過半数を独立役員で構成することとし、代表取締役社長の他、社外取締役1名及び非常勤の社外監査役2名で構成されております。

F) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役、常勤監査役、各部部长により構成されており、原則として3か月に1回開催されております。法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。これは、業務執行に対する取締役会による監督と監査役及び監査役会による適法性監査の二重チェック機能を持つことで、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。また、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントの実施を行うため、リスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、業務執行取締役の報酬決定プロセスに透明性を確保することを目的として報酬委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	正確な情報提供等の観点を考慮しつつ、株主の利便性にも資するように株主総会の日程を設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、株主構成に占める海外投資家の比率が増加した場合には検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ作成・公表しておりませんが、株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社ホームページへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑み、決算発表とあわせて、適宜実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に行うことに加え、アナリスト・機関投資家との個別ミーティングの実施を計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、適宜実施することを検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上の IR サイトにて、IR 資料を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員経営管理部長を情報取扱責任者として、経営管理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、ステークホルダーからの高い信頼を得るため、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、株主、投資家等を始めとする全てのステークホルダーに対して、企業価値評価や投資判断に資する情報を正確かつ、公平、適時に開示することを IR の基本方針としております。 また、当社は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーを尊重した企業活動を行うことに努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ上の IR サイトや決算説明会等を通じて、積極的な情報開示を行っていく所存であります。
その他	当社グループでは、性別や国籍を問わず優秀な人材を積極的に採用しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適切性を確保するための体制として、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンス規程」を定め、原則として毎四半期ごとに、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況について確認するとともに、問題等に対しては早期に把握し諸施策を推進する。
 - ・当社が取り扱う個人情報については、法令及び当社が定める「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理する。
 - ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等について、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ・役員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見を図る観点から通報者の秘匿と、通報したことによるいかなる不利益をも受けないものとする。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書管理規程」に従い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会その他重要会議の議事録や関連資料、稟議書、報告書等の情報について必要な保存及び管理を実施する。
 - ・情報の保存に関しては、情報セキュリティポリシーを制定し、管理する。
 - ・保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
 - ・取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
- c. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」等の整備と検証及び業務遂行に係るリスクを的確に把握・評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にすべく、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスク管理の適切性等の検証及び内部統制の見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図る。
 - ・内部監査担当者は、内部監査計画の策定に当たり、経営に重要な影響を及ぼすリスク等を踏まえ監査事項を決定する。また必要により、監査指摘事項についてリスク・コンプライアンス委員会で協議する。
- d. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・業務の重要度に応じた決裁権限を「職務権限表」において明確にし、職務執行の適切性並びに効率性を確保する。
 - ・取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・企業活動に関連する法令及び定款等の周知並びに会社規程等の継続的な見直しと周知を図るとともに、内部監査担当者による定期的な内部監査により定期的に事業活動の適法性及び適切性等の検証を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人等の体制の強化に努めることとする。
 - ・補助使用人等は、業務の執行に係る役職を兼務しない等、独立性を確保することに努める。
 - ・補助使用人等の職務に関する指揮命令権は監査役に帰属するものとし、その任命や解任、懲戒及び人事異動等の人事事項は、事前に監査役の同意を得た上で決定する。
- g. 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役等が、当社の監査役に報告するための体制等
 - ・監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び監査役が重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。
 - ・監査役が代表取締役社長等、会計監査人、内部統制担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供する。
 - ・当社の取締役及び使用人は、法令及び定款等違反並びに不正等、または内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - ・監査役に報告を行った取締役及び使用人が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- h. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役社長及び内部監査担当者は、監査役と定期的または随時意見交換を行う機会を持つこととする。
 - ・監査役は取締役会に出席するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に参加し、また監査役会は重要な報告を受ける体制を整備する。
 - ・監査役は会計監査人と定期的に会合を持つほか、監査役は内部監査担当者の監査に同行することができるものとする。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針と体制
 - ・暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定め、それらを実行する為の「反社会的勢力調査マニュアル」を定める。
 - ・反社会的勢力排除体制として、反社会的勢力対応部署を経営管理部、責任者を経営管理部長と定める。
 - ・新規取引先について、記事検索等により審査した後、経営管理部長が反社会的勢力の該当性を判断する。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行う。
 - ・取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先等が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込む。

・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当要求には断固としてこれを拒絶することを基本的な方針としており、当社グループおよびその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しています。反社会的勢力の排除に向け、社内規定「反社会的勢力対策規程」を制定し、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。なお、当社の経営管理部を反社会的勢力対応部署と定め、情報の収集・管理を一元化するほか、役員および使用人が方針を遵守するよう教育体制を構築しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。



